



## 休眠組合の整理について

### Question

中小企業等協同組合法で義務付けられている行政庁への各種届出（役員変更届出、決算関係書類の提出等）を怠ると、休眠組合の整理により、組合が解散の対象となると聞きました。この「休眠組合の整理」とはどのようなものでしょうか。

### Answer

休眠組合の整理とは、昭和55年の「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行」に伴い、恒久的措置として3年に1度行われるものです。また、平成29年度が前回（平成26年度）から3年を経過するため、その対象年度となっています。

内容は、基準日（3年ごとの10月1日を基準日とする。）より遡って、3年間一度も行政庁への届出（決算報告書役員変更届等）や定款変更認可申請等を行っていない組合がこの休眠組合整理の対象となります。

休眠組合の整理とは、行政庁への各種届出を行っていない、税務申告を行っていないなど、その活動が認められない組合に対して、行政庁が解散命令を発動、それを受け、登記官の職権による解散の登記を行うことを可能とするものです。各届出の出ていないことが、即解散ではありませんがその判断基準の一つとなり、また法律により行政庁への決算書類等の提出が義務付けられています。

#### 関係条文（中小企業等協同組合法）

（役員変更の届出）

第35条の2 組合は、役員の氏名または住所に変更があったときは、その変

更の日から2週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

（決算関係書類の提出）

第105条の2 組合（信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会を除く。）及び中央会は、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。（2項・3項省略）

※協業組合及び商工組合等においても「中小企業団体の組織に関する法律」第5条の23及び第47条により上記が準用されます。

なお、決算関係書類の提出につきましては、下記までご相談ください。

福岡県中小企業団体中央会

本所

電話 092-622-8780

北九州支所

電話 093-531-0181

筑後支所

電話 0942-38-1563

筑豊支所

電話 0948-22-1159